

吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針 新旧対照表

頁	第	1	(1)	ア	新	旧
P9	2	3	(1)	イ	設計・施工業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、特定建設工事共同企業体（以下「 <u>JV</u> 」という。）とする。	設計・施工業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、特定建設工事共同企業体（以下「 <u>全体JV</u> 」という。）とする。
P9	2	3	(1)	ウ	<p><b>削除</b></p> <p>JVは、「第2 3 (3) ア 本施設の建築物の設計・施工を行う者」及び「第2 3 (3) イ 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者」を含む構成とする。JVの運営形態（共同施工方式又は分担施工方式）及び組員数は任意とする。</p>	<p><b>全体JV</b>は、「第2 3 (3) ア 本施設の建築物の設計・施工を行う者」及び「第2 3 (3) イ 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者」を含む構成とし、<b>本施設の建築物の設計・施工を行う者は、地元企業（吉野川市内に本社又は本店を有する者で吉野川市の最新の競争入札参加資格者名簿に登録されている者）を含む共同企業体（以下「<u>建築JV</u>」という。）を組成するものとする。全体JV、建築JVの運営形態（共同施工方式・分担施工方式）及び組員数は任意とする。なお、<u>建築JVを組成する者は、参加表明書の提出期限日において最新の経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が1,000点以上とする。また、建築JVへの出資比率の最小限度基準は10%以上とする。</u></b></p>
P11	2	3	(3)	ウ	<p>① 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、<b><u>准連続燃焼式又は全連続燃焼式</u></b>（ストーカ式焼却炉かつ複数炉構成とする。）における1年以上の運転管理業務実績を有すること。なお、該当する実績がPF I又はDBO事業の場合には、当該事業に係る特別目的会社の出資者であり、かつ、当該事業の運営業務において主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担っている者については、本要件を満たすものとする。</p>	<p>① 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、<b><u>准連続燃焼式焼却施設</u></b>（ストーカ式焼却炉かつ複数炉構成とする。）における1年以上の運転管理業務実績を有すること。なお、該当する実績がPF I又はDBO事業の場合には、当該事業に係る特別目的会社の出資者であり、かつ、当該事業の運営業務において主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担っている者については、本要件を満たすものとする。</p>